

八幡新田宮領・五大院領における支配機構

日 隈 正 守

(2004年10月19日 受理)

The Ruling Structures of Hachiman Nitta Shrine Territory and Godain Territory

HINOKUMA Masamori

要 約

本稿では、薩摩国一宮制研究の一環として、蒙古襲来を契機に薩摩国一宮となる八幡新田宮及び同宮と深い関係を有す五大院の宮領・院領における支配機構とその形成過程を分析した。その結果八幡新田宮領・五大院領が一定度形成された時点で、宮領・院領を支配する目的で八幡新田宮政所・五大院政所が各々置かれて、両政所は宮領・院領に対して勸農権・検注権・徴税権等の支配権を有していた事が判明した。鎌倉初期惟宗氏は、八幡新田宮執印・五大院院主職に補任された。新たに八幡新田宮・五大院と関係を持った惟宗氏は、八幡新田宮公文所を新設し、八幡新田宮・五大院の掌握を意図した。惟宗氏は執印の地位を背景に八幡新田宮政所を支配下に置いた。また公文所を拠所として、それまで五大院政所職として五大院領を実質的に支配していた八幡新田宮権執印の権限を侵害していった。その結果鎌倉末期には、執印惟宗氏の五大院領に対する支配権は大幅に拡大した。

キーワード：八幡新田宮政所 五大院政所 八幡新田宮公文所

はじめに

現在鹿児島県薩摩川内市宮内町に鎮座している新田神社（1）は、中世文書では「八幡新田宮」（2）や「新田宮」（3）と記載され、八幡宮としての性格が強かった。蒙古襲来以降鎌倉幕府の命で異国降伏の祈祷を行い（4）、その後薩摩国守護島津氏の事実上の支援を得て国一宮が定まっていなかった薩摩国の国一宮となった（5）。

本稿では薩摩国一宮八幡新田宮研究の一環として、八幡新田宮及び八幡新田宮と深い関係を有す五大院（6）領の宮・寺領支配機構について考察していきたい（7）。

一、建久図田帳段階における八幡新田宮領・五大院領の支配機構。

本章では、建久8年(1197)6月日付薩摩国図田帳写(以下薩摩国建久図田帳と略記する)(8)に記載されている八幡新田宮領の内部構成と支配形態を考察する。

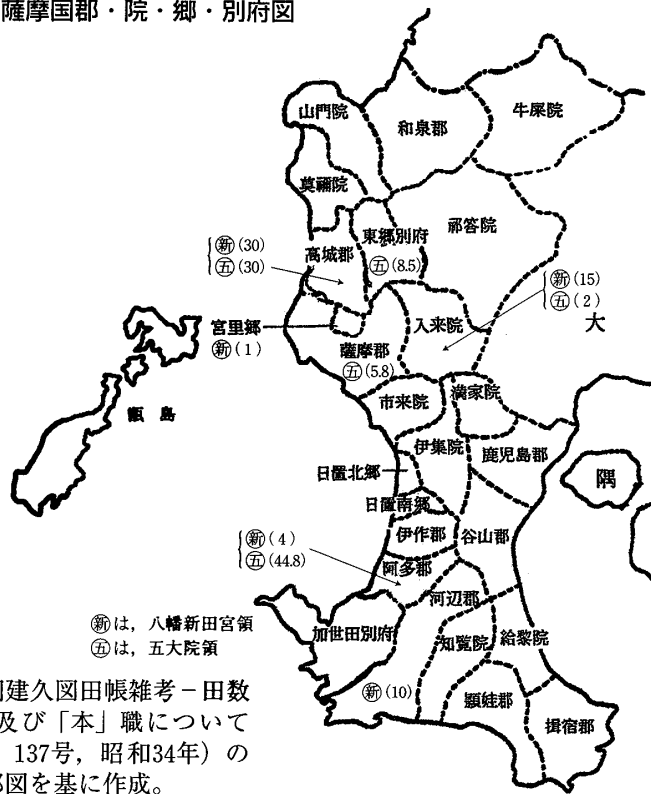
薩摩国建久図田帳によると、八幡新田宮及び五大院の宮(寺)領は表①の通りである。

表①八幡新田宮・五大院領(薩摩国建久図田帳による)

郡・院・郷名	領有者	面積	荘官
高城郡	八幡新田宮	30町	下司僧経宗
宮里郷	八幡新田宮	1町	下司僧経宗
入来院	八幡新田宮	15町	下司在庁(大蔵)種明
阿多郡	八幡新田宮	4町	下司僧経宗
河辺郡	八幡新田宮	10町	下司平太道綱
高城郡	五大院	30町	下司僧安慶
東郷別符(府)	五大院	8町5段	下司僧安慶
薩摩郡	五大院	5町8段	下司僧安慶
入来院	五大院	2町	下司僧安慶
阿多郡	五大院	44町8段	下司僧安慶

また鎌倉初期薩摩国内における八幡新田宮領・五大院領の分布を示すために、薩摩国郡・院・郷・別府内の宮・寺領分布図を図①として示す。

図① 薩摩国郡・院・郷・別府図



五味克夫「薩摩国建久図田帳雑考-田数の計算と万得名及び「本」職について-」(『日本歴史』137号, 昭和34年)の薩摩国郡・院・郷図を基に作成。

()内の数字は、八幡新田宮・五大院領の田数(建久図田帳記載)単位は町

表①と図①とを比較・対照しながら、八幡新田宮領・五大院領の分布と存在形態について考察していく。

まず薩摩国建久図田帳に記載されている八幡新田宮領・五大院領とは、一円領・半不輪領・(浮)免田何れであろうか。図田帳には、半不輪領を示す記載は無い。故に一円領か(浮)免田であると考えられる。この何れであるかを確認しておく。

弘安11年(1288)5月21日付別府・多田両名主代行蓮請文によれば、薩摩国北部の山門院には八幡新田宮の(浮)免田(常見例立用免田)が存在していた(9)。しかし薩摩国建久図田帳山門院項には、寺社領として安楽寺(太宰府天満宮)領が記載され、それ以外は摂関家領荘園島津荘の寄郡化している。八幡新田宮(浮)免田の存在は、痕跡すら窺えない。故に薩摩国建久図田帳に記載された八幡新田宮領・五大院領は、一円領であると考えられる。

八幡新田宮領は、八幡新田宮鎮座地である高城郡に60町の宮領の内半分の30町、高城郡に隣接する宮里郷に1町、高城郡から少し離れた入来院に15町等、八幡新田宮鎮座地の近くに多くが分布している。高城郡から離れた阿多郡・河辺郡にも宮領は存在するが、全体の4分の1以下である。

次に八幡新田宮領は、鎮座地付近の郡・郷は社僧が荘官として支配している。これに対して高城郡から少し離れた入来院の場合は、下司であり在庁官人(大目)でもある大蔵種明が支配している。恐らく入来院内の八幡新田宮領は、大蔵種明またはその祖先が一括して八幡新田宮に寄進した事により、大蔵氏が下司に任命されていると考えられる。河辺郡の場合は、府官系薩摩平氏庶流が枚聞神社に結びついたのに対して、嫡流が八幡新田宮に接近した事による。八幡新田宮に近づいた河辺郡司河辺氏は八幡新田宮に所領を寄進し、河辺氏が寄進した所領部分のみが大宰府領となっている(10)。八幡新田宮領の場合、鎮座地から離れると在地領主が下司に任命されている場合が多い。しかし宋との交易拠点と考えられている阿多郡(11)は、社僧経宗が下司を勤めている。八幡新田宮が、阿多郡支配を重要視している事が窺える(12)。

五大院領の分布は、八幡新田宮領と分布傾向が少し異なる。五大院領は五大院が存在する高城郡に多く存在するし、高城郡に隣接する東郷別符・薩摩郡や少し離れた入来院にも存在している。しかし全寺領の半分近くが、高城郡から遠く離れた阿多郡に分布している。阿多郡に五大院領が多く存在している理由は、阿多郡が宋との交易拠点である事によると考えられる。

五大院領の場合は、全寺領を下司僧である安慶が支配している。八幡新田宮領の場合は、大蔵氏や河辺氏等が宮領の下司に補任されていた。しかし五大院領は、全て下司僧安慶の支配下にある。

八幡新田宮領・五大院領を支配する下司僧経宗・安慶とは、どのような地位にある人物であろうか。五大院領を支配する下司僧安慶を例として、考察していきたい。鎌倉末期の正中3年(1326)卯月22日付八幡新田宮権執印妙慶讓状案(13)を見ると、八幡新田宮権執印妙慶は五大院下司政所職である事が分る。下司職は下司政所職であると考えられ(14)、妙慶は五大院寺下司政所職即ち五大院政所職である。故に八幡新田宮領の多くを支配する下司僧経宗は、八幡新田宮政所職であると考えられる。従って八幡新田宮は八幡新田宮政所職に、五大院領は五大院政所職に支配されていると

考えられる。

八幡新田宮は、(浮)免田も保有していた。(浮)免田の存在を示す最古の史料は、永万元年(1165)7月日付寺家政所下文案である(15)。しかし八幡新田宮一円領の起源は(浮)免田であったと考えられ、(浮)免田が設定された時期は、12世紀半ばを遡ると考えられる。ここで断片的な史料からではあるが、現存史料から確認される八幡新田宮の(浮)免田を表②として示す。

表② 免田表

山門文書、有馬文書は、鹿児島県史料「旧記雑録拾遺家わけ⑥」(鹿児島県、平成8年)、入来院家文書は、朝河貫一著書刊行委員会編「入来院文書 新訂」(日本文学術振興会、昭和42年)の文書番号による。

番号	免田名	所在地	面積	免田領主名	出典
31	正月七日若菜米	給黎院		一分地頭	新田(1)16
30	常見免田			山門院郡司家	新田(1)11
29	常見立用免田	山門院	3町	山門院郡司家	新田(1)28
28	本免田		16町	執印惟宗氏	新田(1)22
27	新免(田)		14町	執印惟宗氏一族	新田(1)22
26	新免(田)		1町	執印惟宗氏一族	新田(1)22
25	本免田	牛屎院	5反	執印惟宗氏	新田(1)65
24	常見免田		4町	執印惟宗氏	新田(1)22
23	本免田	入来院	4町	執印惟宗氏	新田(1)22
22	八幡田		2町	入来院家	新田(1)232
21	本免(田)	高城郡	1町	執印惟宗氏一族	新田(1)22
20	本免(田)	高城郡	1町	執印惟宗氏一族	新田(1)22
19	本免田	高城郡	9反30代	本領主大前氏	新田(1)181
18	燈油免田	高城郡	1町	執印惟宗氏	新田(1)65
17	常見免田		1町	執印惟宗氏	新田(1)22
16	本免田		1町	執印惟宗氏	新田(1)22
15	本免(田)		2反	執印惟宗氏一族	新田(1)22
14	本免(田)		4反	執印惟宗氏一族	新田(1)22
13	本免(田)		1町	執印惟宗氏一族	新田(1)22
12	本免(田)		1町9反	執印惟宗氏一族	新田(1)22
11	本免田	薩摩郡	7反	惟執印紀氏	雑前(1)2373
10				島津英忠	雑前(1)1564
9	常見立用内勢万		5反	安養寺院主正海	新田(1)9596
8	燈油免田			惟執印紀氏	新田(1)9596
7	燈油免田			惟執印紀氏	5
6	燈油免田			紀正綱・正忠	16
5	燈油免田			有馬氏一族	10
4	燈油免田			山門文書	10
3	燈油免田			地頭	雑前(1)918
2	本免(田)			執印惟宗氏一族	新田(1)22
1	燈油免田	宮里郷	元2町5反	執印惟宗氏一族	新田(1)22

拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」(『九州史学』86, 昭和62年)を一部修正。

表②を見ると、八幡新田宮の(浮)免田は鎮座地の高城郡に隣接する宮里郷・薩摩郡等に多い。恐らく高城郡及び隣接する郡・院・郷・別府等に集中していたと考えられる。しかし鎮座地から離れた給黎院にも存在している。個々の免田規模は必ずしも大きくはない。免田領主は、八幡新田宮神官一族が多く、国衛在庁系領主もいる。

(浮)免田は、「牒送国衛，企出庁，令勘合当宮例名常見浮免田百五十余丁事」と記載されている様に(16)，国衛との間で帳簿を照合(勘合)し設定するものであった。(浮)免田収取は国衛の力に依存する事が多く、鎌倉後期国衛機能が衰退すると(浮)免田収取も退転していく(17)。

以上本章では、薩摩国建久凶田帳作成時における八幡新田宮領や五大院領における支配機構について考察した。その結果薩摩国建久凶田帳に記載されている八幡新田宮領・五大院領は何れも一円領である事、八幡新田宮一円領は八幡新田宮政所，五大院一円領は五大院政所が各々支配している事、八幡新田宮には(浮)免田があり、収取に関しては国衛に依存している事を確認した。

二、薩摩国建久凶田帳に示される八幡新田宮領・五大院領支配機構の形成過程。

本章では、薩摩国建久凶田帳に示された八幡新田宮領・五大院領における支配機構の形成過程について考察していく。まず八幡新田宮領・五大院領の形成過程について、今まで考察した事(18)も踏まえて検討していきたい。八幡新田宮の成立時期を示す史料は、石清水八幡宮文書目録の八幡新田宮項である(19)。該当部分を下に示す(元号横の西暦年次・註記は筆者が補う、引用史料は新字体で統一)。

- 一通 天仁(1108～1110、年数脱カ)八幡新田宮諸(所カ)司等進国司申文、神領四至内田畠等如旧可為宮領之由事、在外題
- 一通 嘉承三年(1108)七月、同宮司等進宰府解状、在外題、
- 一通 同二年(1107)四月、同宮牒送府国状、在外題、
- 一通 天喜二年(1054)三月、同宮司等進宰府申文、在外題、
- 一通 永承五年(1050)十一月、弥勒寺牒送大府状、在外題、
- 一通 長久三年(1042)二月、新田宮所司等請国裁申文、在外題、
- 一通 長暦二年(1038)三月、同宮請国判申文、在外題、
- 一通 長元二年(1029)八月、同宮所司等請国判申文、在外題、

石清水八幡宮文書目録八幡新田宮項を見ると、新田宮の存在は史料的に長元2年(1029)には確認できる。しかし長久3年(1042)までは、新田宮は八幡宮ではなかった(20)。この頃の新田宮に関して、『雲遊雜記伝』入来院項に「上古ハ、藤原朝臣頼孝チフ者本院ニ地頭セシ事、長和二年(1013)十二月廿一日水田ヲ新田宮ニ寄附セシ、書ニ見ヘケルトナン」という記述がある(21)。史料的に問題はあがあるが、長和2年(1013)は新田宮が史料的に確認できる長元2年(1029)の16年前である事を考えると、長和2年藤原頼孝が新田宮に水田を寄進した事は信用しても良いと思われる。この事を踏まえると、この時期新田宮に対して、高城郡及び高城郡から比較的近い郡等の在地領主の中には、所領を寄進する者がいたと考えられる。

新田宮は、天喜2年(1054)までには八幡宮化する(22)。八幡新田宮領は、薩摩国建久凶田帳には「郡々散在」と記載されている。八幡新田宮領は、国衙領の中に入交的に存在する事から、起源は(浮)免田であると考えられる(23)。八幡新田宮の免田に関する最古の史料である永万元年(1165)7月日付寺家政所下文案には、「当宮(八幡新田宮)例名常見浮免田百五十余丁」は「御建立以来三百余歳之間、天長地久御願為講経供田立用免、無相違御名田也」とある(24)。即ち常見浮免田は、天長地久の御願を目的として行う講経費用を捻出するために、古くから設定されている事が記載されている。常見浮免田等の免田(25)を国衙が新田宮に対して設定する様になった契機は、新田宮が八幡宮化した事であると考えられる。八幡新田宮に対する国衙の(浮)免田設定や国衙・在庁系等在地領主の免田・所領寄進が増加するのは、新田宮が八幡宮化した後の時期であると考えられる。

八幡新田宮は、12世紀初期には宮領が幾らか形成されていた。その事を窺わせる史料が、前掲石清水八幡宮文書目録の天仁年間（1108～1110）八幡新田宮所司等が国司に提出した申文である。この申文の中で所司等は、「神領四至内田畠等如旧可為宮領之由」を要請している。この記載から、天仁年間には、八幡新田宮領が一定程度形成されていたと考えられる。

八幡新田宮と密接な関係を有す五大院の寺領は、薩摩国建久岡田帳に記載されている部分の殆どが保延元年（1135）までに形成されている。保延元年10月25日付五大院院主（石清水権寺主大法師）某下文写では、五大院院主が五大院政所（紀）正信に対して高城中郷（中）郷・高城東郷・入来院・薩摩郡・宮里郷・阿多郡内の五大院領田畠を人々に宛下し耕作させ、秋には規定の年貢を納めさせる事を命じている。この下文から、保延元年の時点で五大院領を支配する五大院政所が置かれている事、五大院領が高城中郷、高城東郷、薩摩郡、宮里郷、入来院、阿多郡に存在している事が分る（26）。五大院領を薩摩国建久岡田帳で見ると、高城郡、（高城）東郷別府、薩摩郡、入来院、阿多郡に存在している。両者を比較すると、高城中郷が高城郡、高城東郷が東郷別府となっはいるが、五大院領の位置する郡・院・郷・別府は殆ど一致している。保延元年時点で五大院領が存在していた宮里郷のみは、薩摩国建久岡田帳では同郷内に五大院領の記載は無い。この理由は、宮里郷と高城郡・薩摩郡との境界線の変動による可能性を考えるべきであると思う（27）。

五大院領の形成と共に五大院領を支配するための機関である五大院政所が成立した。五大院政所の存在を示す最古の史料は、前述保延元年10月25日付五大院院主某下文である。故に五大院政所は、保延元年までには成立していた事が確認される。

八幡新田宮政所の存在を示す最古の史料は、永万元年（1165）7月 日付寺家政所下文案である（28）。同下文案には、「一、可早停止字別府五郎忠明地頭政所職事」項がある。この事の背景には、反乱時に八幡新田宮掌握を意図した平忠景が、弟忠明を八幡新田宮政所職に補任した事があると考えられる（29）。忠景の反乱は12世紀半ば頃と考えられている（30）。恐らく忠景は、八幡新田宮政所職を新設して弟忠明を補任したのでは無いと思われる。故に八幡新田宮政所も、12世紀前期までには成立していたと考えられる。

八幡新田宮政所と五大院政所は、12世紀前期までには成立していたと推測される事が確認された。両政所の成立時期は、何時まで遡る事が可能であろうか。前述の様に八幡新田宮領は、12世紀初期には一定程度形成されていた。また遅くとも12世紀初頭には、八幡新田宮は阿多郡内に宮領を獲得していた（31）。また五大院も八幡新田宮と同様に、阿多郡内に寺領を獲得し始めていたと考えられる。従って八幡新田宮と五大院とが一定程度宮・寺領を獲得したと想定される12世紀初頭を、八幡新田宮政所・五大院政所の成立時期と考えておきたい。

本章では、薩摩国建久岡田帳に示される八幡新田宮領・五大院領の支配機構が形成される過程を考察した。その結果八幡新田宮領・五大院領を各々支配する八幡新田宮政所・五大院政所は、八幡新田宮領・五大院領が一定程度形成された12世紀初頭に成立したと考えられる事を明らかにした。

三、八幡新田宮領・五大院領における政所・公文所の相互関係。

本章では、八幡新田宮・五大院領を各々支配する八幡新田宮政所・五大院政所の支配権とその後成立した八幡新田宮公文所の支配権の内実、また政所と公文所との関係につき考察する。まず八幡新田宮公文所の成立に関する問題を取扱い、次に八幡新田宮公文所の支配権の内容を分析し、最後に八幡新田宮政所・五大院政所と八幡新田宮公文所との関係を分析する。

(1) 八幡新田宮公文所の成立

本節では、八幡新田宮公文所の成立時期とその経緯について考察する。

八幡新田宮公文所の存在を示す最古の史料は、寛元元年（1243）8月10日付新田宮執印兼五大院院主迎阿弥陀仏讓状案である（32）。本讓状案は、公文所の職務を詳細に記載していて、公文所分析の上で必要不可欠な史料である。但しこの讓状案の中に、「中古公文所」（33）・「鳥居前古公文所」（34）等の記載があり、公文所の成立時期は寛元元年より遡ると思われる。

公文所の成立を知る上でもう一つ参考になるのは、正和2年（1313）10月 日付八幡新田宮権執印兼五大院（寺）政所妙慶申状案である（35）。同申状案には、「右、五大院寺御領田者、為政所之沙汰、令下作于百姓、請毎年檢注、而以定得田之内、被宛行御立用職田、於余残所当米者、被徵納公文所之条、証文等分明也、然お故康兼所務之時、以得田引募立用職田之後者、号無得分、故永慶（妙慶親父）幼少之刻、任雅意留檢注、以下地壺町、被押宛于得田壺町分之間、政所得分莫太令減少之上、号上料、令弁濟公文所於米壺斗之条、旁違先例之間無謂之由永慶連々雖申之、不及叙用（以下略）」（36）と記載されている。康兼は、史料上貞永元年（1232）（37）の時点で八幡新田宮執印職に在任している事が確認される（38）。この申状案の記載から以下の事が分る。五大院領では五大院政所の支配下で人々に下作させ、毎年檢注を行い定得田の中から五大院（寺）政所職田を宛行い、残りの所当米を公文所に納めていた。しかしその後八幡新田宮執印になった惟宗康兼は、得田の中から五大院（寺）政所職田を宛行った後では得分が無いと称して従来 방식을改め、永慶が幼少である事に乗じて下地1町を得田1町として宛行ったので五大院政所得分が激減した。その結果相論が起きているのである。

ここで注目されるのは、惟宗康兼以前の時期から、八幡新田宮公文所が存在している事である。八幡新田宮公文所が何時まで遡れるか、考察しなければならない。八幡新田宮公文所は、惟宗康兼以前に遡るのであるから、惟宗康友が八幡新田宮執印在任期には存在していたと思われる。八幡新田宮公文所の成立を示す史料は残っていないので、当時の歴史的背景を考慮して検討したい。

八幡新田宮の中世的社家機構が成立した契機は、建仁3年（1203）惟宗康友の薩摩国守護北条時政による八幡新田宮執印・五大院院主職への補任であった事（39）、後述の様に八幡新田宮公文所は「執印所」（40）の事であり、執印惟宗氏は庶子統制（41）や前述正和2年10月 日付八幡新田

宮権執印兼五大院（寺）政所妙慶申状案に記載されている様に八幡新田宮・五大院内において勢力を拡大するために公文所を活用した事、惟宗康友以前には八幡新田宮公文所の存在を示す史料も無いし、蓋然性も余り考えられない事等から八幡新田宮公文所は、建仁3年八幡新田宮執印・五大院院主に補任された惟宗康友が、八幡新田宮・五大院を掌握する目的で設置したと考えられる。

本節では、八幡新田宮公文所の成立時期とその経緯を考えた。その結果直接的な史料は無いが、八幡新田宮公文所は、建仁3年惟宗康友が八幡新田宮執印・五大院院主職に補任された時、八幡新田宮と五大院とを掌握する目的で置かれたのではないかと思われる事を確認した。

（2）八幡新田宮公文所の権限

本節では、八幡新田宮公文所の権限について考察する。まず八幡新田宮公文所の位置と構成員とを確認しておく。八幡新田宮公文所の位置については、寛元元年（1243）8月10日付八幡新田宮執印兼五大院院主迎阿弥陀仏讓状案、「一、三男右兵衛尉康秀分」項に「当時公文所北藺壺所」の記載がある（42）。この記載から、八幡新田宮公文所は八幡新田宮の近くに位置していた事が推測される。構成員に関しては同讓状案、「一、次男左兵衛尉師久分」項に「用作参町外者、或請所、或檢注、可為公文所沙汰」の記載がある。この記載は同讓状案、「讓与 相伝所職事（嫡男友成分）」項の「次男等用作外水田者、自執印所遂檢注、任得田可納所当、於斗代者、可守先例」の記載と関係する。両者の記載を比較・対照すると、公文所＝執印所である事が確認できる。この事実を踏まえて考えると、公文所構成員は執印の被官的社僧・神官であると考えられる。建長6年（1254）3月 日付新田宮公文所下文を発給している僧延政（43）は、執印惟宗氏の被官的社僧であったと考えられる。

公文所の権限の第1は、執印惟宗氏庶子所領や五大院領に対する徴税権である。

前述迎阿弥陀仏讓状案、「一、惟宗一子分」項を見ると「本家見参料一年者錢貳百、一年者錢伍百、可沙汰渡公文所、任料（之脱カ）時者、伍百可沙汰」と記載されている。本家見参料について同様の記載が、「一、惟宗二子分」項・「一、惟宗三子分」項にも有るし、「一、次男左兵衛尉師久分」項の「一年ハ錢壹貫參百、一年ハ錢陸貫、（中略）可上公文所」の記載、「一、三男右兵衛尉康秀分」項の「一年者錢壹貫參百、一年者錢陸貫、任料之時者錢陸貫可訪」の銭の記載も恐らく本家見参料に関するものと考えられる。これ等の記載から公文所が八幡新田宮執印惟宗氏の庶子達から本家見参料を徴収している事が分る。公文所は本家見参料を徴収していたのである。また「一、惟宗一子分」項の記載を見ると、公文所は執印惟宗氏庶子から任料を徴収していた事が分る。

公文所は、本家に納める年貢のみでなく、執印惟宗氏庶子所領に対する徴税権を有していた。前述迎阿弥陀仏讓状案、「一、次男左兵衛尉師久分」項の「用作参町外者、或請所、或檢注、可為公文所沙汰」の記載、「一、三男右兵衛尉康秀分」項の「用作式丁六反之外、於水田者、請檢田可弁所当也」の記載から公文所は、執印惟宗氏庶子達の用作以外の水田に対する檢注権や請所にする権限、即ち所当徴収権を有していた事が分る。

公文所は、八幡新田宮の神事用途も、執印惟宗氏庶子所領から収取していた。前述迎阿弥陀仏讓状案、「一、次男左兵衛尉師久分」項に「市比乃栗柿随出来分限可上公文所、正月一日所司神官神人等料也」と記載されている。市比乃（野）は、薩摩国建久岡田帳によると八幡新田宮一円領で、下司は在庁系大蔵氏であった。公文所は、正月神事における八幡新田宮所司・神官等料として市比野の栗・柿を徴収していた。この事実から公文所は、惟宗氏庶子所領から神事役を徴収していたと考えられる。

公文所は、一国平均役等の課役が惟宗氏庶子所領に賦課された際、割当ての権限も有していた。前述迎阿弥陀仏讓状案の末尾に、「平均公事出来之時、守公文所御下知、可致其沙汰」と記載されている。この記載から公文所は、執印惟宗氏に一国平均役等が賦課された時は、その役を庶子所領に配分する権限を有していた事が分る。

公文所は、五大院領の年貢収納にも深く関与していた。前述正和2年（1313）10月 日付八幡新田宮権執印兼五大院（寺）政所妙慶申状案の「右、五大院寺御領田者、為政所之沙汰、令下作于百姓、請毎年檢注、而以定得田之内、被宛行御立用職田、於余残所当米者、被徴納公文所之条、証文等分明也」という記載から、五大院領支配は五大院政所が行っている事、公文所は五大院職田に設定した水田以外の五大院領田から所当米を収取していた事が分る。

公文所の権限の第2は、八幡新田宮・五大院の所職補任権である。前述迎阿弥陀仏讓状案、「一、次男左兵衛尉師久分」項に「定使者、可為公文所成敗、小弁濟使同」、
「一、三男右兵衛尉康秀分」項に「定使弁濟使者、可為公文所成敗」と記載されている。この定使（44）・（小）弁濟使（45）は執印惟宗氏庶子領のみではなく、広く八幡新田宮領支配に関与していたと考えられる。公文所は、この定使や（小）弁濟使を補任している事が分る。また前述建長6年（1254）3月 日付新田宮公文所下文写は、僧睿尊を幔陀羅堂職に補任した文書である。幔陀羅堂職は五大院関係の職と考えられ、公文所は八幡新田宮のみでなく五大院関係の所職に対しても補任権を有していたと考えられる。

公文所の権限の第3は、裁判権である。前述迎阿弥陀仏讓状案の末尾に「住人等訴訟出来者、可蒙公文所裁許」と記載されている。領主等の間に紛争が発生した時は、公文所が裁許するというもので、公文所が裁判権を有している事が分かる（46）。公文所の裁判権は惟宗氏庶子所領に限定されるものではなく、八幡新田宮領・五大院領に及ぶのではないかと考えられる。

本節では、八幡新田宮公文所の権限を中心に考察した。その結果、公文所は八幡新田宮の近くに存在していたと考えられる事、公文所は八幡新田宮執印被官の社僧・神官により構成されていたと想定される事、公文所の権限は①執印惟宗氏庶子所領における徴税権、②八幡新田宮・五大院に関する所職の補任権、③八幡新田宮領・五大院領における裁判権である。

（3）八幡新田宮政所・五大院政所と八幡新田宮公文所との関係

本節では、八幡新田宮政所・五大院政所と八幡新田宮公文所との関係を考察していく。

まず八幡新田宮政所について考察する。八幡新田宮政所の置かれた場所は詳かではないが、八幡

新田宮の近くに存在したと考えられる。しかし阿多郡内の八幡新田宮領内にも置かれていた。宝治元年(1247)10月25日付関東下知状案(47)、「一、焼払社家政所事」項に阿多北方地頭鮫島家高(行願)の被官達が八幡新田宮政所を焼払った事が記載されている。この事から八幡新田宮政所は、阿多北方にも置かれていた事が分る。前述の様に阿多郡は宋との交易拠点と考えられている所なので、八幡新田宮も特に阿多北方に政所を配置したと考えられる(48)。

八幡新田宮政所の構成員に関しては、少し時代が下るが弘安9年(1286)10月 日付新田宮政所注進状写(49)が参考になる。同注進状写の署名者を見ると、執印惟宗(重兼)や執行貫首紀が署名している。署名者で判明する者は以上2名のみであるが、執印や執印被官の社僧・神官等により構成されていたと考えられる。

次に八幡新田宮政所の権限について考察する。前述永万元年7月 日付寺家政所下文案の「一、可早停止字別府五郎忠明地頭政所職事」項に、「右、忠明所行甚以不適也、何号政所、恣陵磔神民、損亡境内哉、旁以非常也、早停止忠明所職、以静秀可用政所職之状、所仰如件」と記載されている。平忠景の弟忠明は、「神民」を「陵磔」し八幡新田宮境内を「損亡」させていると八幡新田宮所司・神官等に訴えられている。忠明のこの行為は、八幡新田宮政所職に在任している事に基づくものである。この事実から、八幡新田宮政所職は八幡新田宮の境内や宮領の人々に対する支配権を有していたと考えられる。また薩摩国建久凶田帳では、前述の様に八幡新田宮政所と考えられる僧経宗が高城郡・宮里郷・阿多郡にある八幡新田宮領の領主として記載されている。故に八幡新田宮政所は、高城郡・宮里郷・阿多郡内の八幡新田宮領の支配権(検注権や徴税権等)を有していたと考えられる。前述宝治元年10月25日付関東下知状案、「一、焼払社家政所事」項では、阿多北方内八幡新田宮領の押領を意図した地頭鮫島家高(行願)は、阿多北方に在る八幡新田宮政所を焼払っている。この事は、政所が八幡新田宮領の徴税に深く関与している事を示す事実であると思う。

薩摩国建久凶田帳によると、八幡新田宮領の中には社僧ではなく、入来院や河辺郡等在地領主が支配している部分がある。入来院・河辺郡に、八幡新田宮政所の支配権は及んでいるのであろうか。前述弘安9年(1286)10月 日付新田宮政所注進状写の中で、新田宮政所が八幡新田宮領・五大院領に石築地役を割当てている。石築地役が割当てられた所の1つに入来院市比野が見える。故に入来院市比野には八幡新田宮政所の支配は及んでいたと考えられる。河辺郡内の八幡新田宮領は、薩摩国建久凶田帳によれば大宰府領である。河辺郡内の八幡新田宮領は、12世紀前期の薩摩平氏の内訌により、嫡流河辺氏が庶流に対抗して八幡新田宮に結びつく目的で寄進して成立した宮領であると考えられる(50)。従って八幡新田宮政所の支配が強力に及んだとは考えにくく、一定度の年貢を納めるのみの支配関係であったと考えられる。河辺郡内の八幡新田宮領に関する記載が新田神社文書・新田神社関係文書に乏しい事も、その事実を示していると考えられる。

以上八幡新田宮政所について考察してみた。その結果八幡新田宮政所は、八幡新田宮鎮座地の高城郡と阿多郡の2箇所に存在していた事、政所の構成員は執印及び執印被官の社僧・神官等であると考えられる事、八幡新田宮政所の権限は、河辺郡以外の宮領に対しては、検注権や徴税権を含め

た支配権、河辺郡内の宮領に対する一定度の徴税権であったと考えられる。

次に五大院政所につき考察したい。五大院政所の所在地は詳かではないが、五大院の近くに位置していたと推測される。五大院政所の構成員は不詳であるが、五大院政所職に在任している八幡新田宮権執印(51)を中心に、その被官である社僧・神官等により構成されていたと考えられる。

五大院政所の権限については、前述正和2年(1313)10月 日付八幡新田宮権執印兼五大院(寺)政所妙慶申状案の「右、五大院寺御領田者、為政所之沙汰、令下作于百姓、請毎年檢注、而以定得田之内、被宛行御立用職田、於余残所当米者、被徴納公文所之条、証文等分明也、然お故康兼所務之時、以得田引募立用職田之後者、号無得分、故永慶(妙慶親父)幼少之刻、任雅意留檢注、以下地壺町、被押宛于得田壺町之間、政所得分莫太令減少之上、号上料、令弁済公文所於米壺斗之条、旁違先例之間無謂之由永慶連々雖申之、不及叙用」の記載が参考になる。この記載によれば、五大院領においては政所が人々に下作させ、毎年檢注を行い定得田の中から政所職田を設定し、その残りの水田から収取した所当米を公文所に納めていた。この事から、五大院政所は五大院領に対して勸農権、檢注権、徴税権を有している事が分る。これに対して八幡新田宮公文所は、五大院領から政所職田以外の水田から所当米を収取する権限を有すのみで、五大院領に対する下地支配権は有していなかったと考えられる。故にこの申状案に記載されている様に、八幡新田宮執印惟宗氏は五大院領に対する非法行為を行い強引に下地支配権の獲得を意図するのである。

前述の様に八幡新田宮政所・五大院政所は12世紀前期、八幡新田宮公文所は13世紀初期に成立したと考えられる。故に八幡新田宮領・五大院領においては、八幡新田宮政所・五大院政所がまず成立し、その後八幡新田宮公文所が成立した事になる(52)。八幡新田宮領・五大院領の支配機構として何故八幡新田宮公文所が成立したのであろうか、その理由を検討したい。

鎌倉初期八幡新田宮執印・五大院院主に補任された惟宗氏は、八幡新田宮・五大院においては新参者で、八幡新田宮・五大院の支配機構である政所をすぐ掌握する事は困難であった。故に惟宗氏は、八幡新田宮・五大院に支配権をのぼすための拠所として八幡新田宮公文所を設置したのではないかと考えられる。その後執印惟宗氏は、執印の地位を背景に比較的早い時期に八幡新田宮政所を支配下に置いた(53)。しかし八幡新田宮において執印に次ぐ権執印が政所職に補任されている五大院領には、五大院院主を兼ねる惟宗氏の支配はなかなか及びにくかった。八幡新田宮公文所を介して五大院領からの所当米収取権を得た後、非法行為を積重ねて五大院政所職を兼任する権執印の権限を侵害し、鎌倉後期には五大院領の支配権を拡大したのである(54)。

本章では、八幡新田宮政所・五大院政所・八幡新田宮公文所の各々の権限と相互関係について考察した。以下その結果を踏まえて八幡新田宮領・五大院領における支配機構の成立過程を示す。

八幡新田宮領・五大院領が一定度形成された12世紀初頭宮領・院領を支配する機関として八幡新田宮政所・五大院政所が設置された。八幡新田宮政所・五大院政所は、八幡新田宮領・五大院領に対する勸農権・檢注権・徴税権等の支配権を有していたと考えられる。鎌倉初期八幡新田宮執印・五大院院主職に補任された惟宗氏は、八幡新田宮・五大院を掌握するための拠点として八幡新田宮

公文所を設置した。その後執印惟宗氏はその地位を背景に比較的早期に八幡新田宮政所を支配下に置き、八幡新田宮公文所を介して五大院政所を兼ねる権執印の五大院領に対する支配権を侵害し、五大院領への支配権を拡大していった。

おわりに

本稿では、八幡新田宮領・五大院領における支配機構として存在した八幡新田宮政所・五大院政所・八幡新田宮公文所各々の権限や相互関係に焦点を据えて分析してみた。その結果、政所・公文所の相互関係を少しは明らかにする事ができた。今後は蒙古襲来後薩摩国一宮となる八幡新田宮の実態分析のため、本稿で解明した政所・公文所の相互関係が生ずる歴史的背景や八幡新田宮と五大院との関係等を検討していきたい。

- (1) 新田神社の沿革は、野崎道雄『新田神社の研究－新田神社を通じての郷土の古代・中世史の研究－』（私家版，昭和51年），平凡社地方資料センター編『（日本歴史地名大系47）鹿児島県の地名』（平凡社，平成10年），川内市新田神社項（五味克夫氏執筆），中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院，平成12年），諸国一宮の概要，薩摩国項（日隈正守執筆）等を参照。
- (2) 年月日不詳石清水八幡宮文書目録（『石清水八幡宮史 史料④』（石清水八幡宮，昭和9年，なお同目録は，香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示をうけた。記して謝意を表したい。），153頁），建久8年（1197）6月 日付薩摩国岡田帳写（東京帝国大学編『大日本古文書』家わけ16（島津家文書）の①（東京帝国大学文学部史料編算所 昭和17年），史料番号164号（以下島-164と略記する））等。
- (3) 大治6年（1131）2月30日付薩摩国大行事大前道助請文写（五味克夫監修・川内郷土史編纂委員会編『（川内市史料集5）薩摩国新田神社文書②』（川内市，昭和48年），史料番号1号，以下新②-1と略記する。なおこの文書名は田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。）長寛2年（1164）6月1日付五大院院主桑田信包請文写（鹿児島県維新史料編纂所編『鹿児島県史料 旧記録前編①』（鹿児島県，昭和54年），史料番号43号、以下雑前①-43と略記する），永万元年（1165）7月 日付寺家政所下文案（川内郷土史編纂委員会編『（川内市史料集1）薩摩国新田神社文書①』（川内市，昭和47年），史料番号107号のイ，以下新①-107-イと略記する））等。
- (4) 正応4年（1291）3月6日付薩摩国守護島津忠宗施行状（新①-6），正応6年（1293）3月20日付関東御教書案（新①-74-ロ），正応6年4月20日付薩摩国守護島津忠宗施行状（新①-7）等。
また八幡新田宮における異国降伏に関しては，相田二郎『蒙古襲来の研究』（吉川弘文館，昭和33年），第3章敵国降伏の祈願，川添昭二「蒙古襲来と中世文学」（『日本歴史』302，昭和48年，昭和57年に同『（平凡社選書71）中世文芸の地方史』（平凡社），平成15年に同『中世九州の政治・文化史』（海鳥社）に再録）を参照。
- (5) 拙稿「薩摩国における国一宮の形成過程」（一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開（上）個別研究編』（岩田書院，平成16年））。但し薩摩国における国一宮が蒙古襲来以前において不確定であった事に関しては，平成15年9月25日早稲田大学において開催された鎌倉遺文研究会の際，菊池紳一氏の御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (6) 従来五大院は，八幡新田宮の神宮寺であると考えられてきたし（中野幡能『（増補版）八幡信仰史の研究（下）』（吉川弘文館，昭和50年），第2部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷，第3章弥勒寺領と末寺末宮，第4節九州五所の別宮，（4）薩摩国新田宮項）等，私自身もその様に考えてきた（拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」（『九州史学』86，昭和62年））。しかし八幡新田宮と五大院との関係については，再検

- 討が必要だと考えている。この件に関しては、拙稿「八幡新田宮神宮寺考」(『旧記雑録月報』26, 平成17年)を参照。
- (7) 拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」において、八幡新田宮の宮領構成・祠官構成や宮領支配機構に関して考察した事がある。本稿は、この内宮領支配機構の再検討を意図して作成した。八幡新田宮の祠官構成に関しては、別稿を予定している。
- (8) 島-164。なお薩摩国建久岡田帳に関しては、五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考-田数の計算と万得名及び「本」職について-」(『日本歴史』137, 昭和34年)を参照。但し島津家文書に収められた薩摩国建久岡田帳には、南薩8郡・院・別府の記載に関して誤りが存在する。この事実を島津家文書に収められた薩摩国建久岡田帳と伴姓統譜(肝付家文書)に収められている薩摩国建久岡田帳(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ②(肝付文書)』(鹿児島県, 平成3年), 史料番号525号)とを比較して、江平望氏が明らかにされた。江平望「喜入肝付家文書「伴姓統譜」所収薩摩国建久岡田帳断簡について」(『鹿児島中世史研究会報』34, 昭和50年), 同「校訂 薩摩国建久岡田帳-南薩八郡院別府の記載について-」(『知覧文化』29, 平成4年, 平成8年に同『島津忠久とその周辺 中世史料散策』(高城書房出版), 平成16年に同『改訂 島津忠久とその周辺-中世史料散策-』(高城書房)に再録)を参照。本稿では、島津家文書所収薩摩国建久岡田帳を江平望氏が伴姓統譜所収薩摩国建久岡田帳により補訂したものを使用する。
- (9) 新①-28。
- (10) 拙稿「薩摩国における荘園公領制の形成過程」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』53, 平成14年)。
- (11) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』448, 平成11年)。
- (12) 拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』52, 平成13年)。
- (13) 新①-95。
- (14) この事は、田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (15) 新①-107-イ。
- (16) 新①-107-イ, 「一, 可早任先例, 牒送国衙, 企出庁, 令勘合当官例名常見浮免田百五十余丁事」項。
- (17) 工藤敬一「一宮社領免田の支配構造-肥前国河上社領について-」(『日本史研究』76, 昭和40年, 昭和44年に同『九州庄園の研究』(塙書房)に再録)。
- (18) 拙稿「新田八幡宮の社領形成過程」(夕葉会編『(高瀬計征先生退職記念文集)道標』(夕葉会, 平成13年)), 同「薩摩国における荘園公領制の形成過程」。
- (19) 『石清水八幡宮史 史料④』, 153頁。
- (20) 拙稿「新田八幡宮の社領形成過程」, 同「薩摩国における国一宮の形成過程」。
- (21) 『(鹿児島県史料集11)管窺愚考・雲遊雜記伝』(鹿児島県立図書館, 昭和46年), 121頁。
- (22) 拙稿「新田八幡宮の社領形成過程」, 同「薩摩国における国一宮の形成過程」。
- (23) 竹内理三「薩摩の荘園-寄郡について-」(『史淵』75, 昭和33年, 平成10年に同『(竹内理三著作集7)荘園史研究』(角川書店)に再録)。但し武内氏が薩摩国建久岡田帳に「郡々散在」と記載されている宇佐弥勒寺領等を国衙領内の免田として理解されている事には、同意できない。
- (24) 新①-107-イ, 「一, 可早任先例, 牒送国衙, 企出庁, 令勘合当官例名常見浮免田百五十余丁事」項。
- (25) 八幡新田宮の(浮)免田については、永万元年(1165)7月 日付寺家政所下文案(新①-107-イ)に八幡新田宮の例名常見浮免田150余町が記載されている。しかし建久5年(1194)5月 日付八幡新田宮所司等申状写(雑前①-164)の「一, 御立用田百八十町事」項には、八幡新田宮の免田は180町となっている。表②の免田表には、天長地久御願のための講経供田として設定された常見浮免田とは異なった用途の免田も存在している。故に八幡新田宮の免田は、常見浮免田以外の免田も存在していたと考えておきたい。
- (26) 雑前①-23。
- (27) 拙稿「新田八幡宮の社領形成過程」, 同「薩摩国における荘園公領制の形成過程」。拙稿「薩摩国における荘園公領制の形成過程」の中で、保延元年に存在していた宮里郷内の五大院領が薩摩国建久岡田帳で確

認できない理由として、宮里郷内の五大院領が八幡新田宮領に変わった可能性と高城郡や薩摩郡と宮里郷との境界線の変動が生じた可能性を指摘しておいた。しかし幾ら荘園制的支配が同一であっても、平安後期から鎌倉初期の時点では五大院領が八幡新田宮領化する事は考えにくい。宮里郷は、高城郡や薩摩郡と境界線を接している。従って本稿では、宮里郷と高城郡や薩摩郡との境界線変動の可能性を考えたい。

- (28) 新①-107-イ。
- (29) 五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書-阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について-」(『鹿児島大学法文学部紀要文学科論集』9, 昭和48年), 拙稿「薩摩国における荘園公領制の形成過程」等。
- (30) 井原今朝男「荘園制支配と惣地頭の役割-島津荘と惟宗忠久-」(『歴史学研究』449, 昭和52年, 平成7年に同『日本中世の国政と家政』(校倉書房)に再録), 江平望「阿多忠景について」(『古代文化』55-3, 平成15年)。
- (31) 拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」。
- (32) 新①-22。
- (33) 新①-22, 「一, 三男右兵衛尉康秀分」項。
- (34) 新①-22, 「一, 惟宗三子分」項。
- (35) 新①-120。
- (36) 史料引用は川内郷土史編纂委員会編『(川内市史料集1) 薩摩国新田神社文書①』に基づいているが, 新田神社文書写真版や田中健二氏の御教示で一部修正した所もある。
- (37) 雑前①-367, 貞永元年12月20日付八幡新田宮執印惟宗康兼外題状写。
- (38) 惟宗康兼の八幡新田宮執印職在任期間は, 関連史料をつきあわせると前後に延長して考える事が可能であるが, 本稿では康兼が八幡新田宮執印職である事を直接示す史料に限定した。
- (39) 新①-25-イ, 建仁3年10月26日付薩摩国守護北条時政下文案。
- (40) 新①-22, 「譲与, 相伝所職事(嫡男友成分)」項, 「一, 次男左兵衛尉師久分」項。
- (41) 新①-22, 「一, 次男左兵衛尉師久分」項・「一, 三男右兵衛尉康秀分」項・「一, 惟宗一子分」項・「一, 惟宗二子分」項・「一, 惟宗三子分」項。
- (42) 新①-22。
- (43) 雑前①-518, 建長6年(1254)3月 日付新田宮公文所下文写。
- (44) 定使については, 新城常三『(日本歴史叢書18) 鎌倉時代の交通』(吉川弘文館, 昭和42年), 9~14頁に詳しい。なお八幡新田宮の場合, 定使は鎮座地の高城郡, 大中島, 市比野, 阿多郡等重要な宮領や五大院領に置かれ(新①-113, 元徳3年(1331)8月 日付八幡新田宮本神人等名帳案), 徴税に関与していた(新①-71, 宝治元年(1247)10月25日付関東下知状案等)。
- (45) 弁済使に関しては, 工藤敬一「遠隔地荘園の支配構造-鎮西島津荘における領家支配の変遷-」(『史林』45-1, 昭和37年, 昭和44年に同『九州庄園の研究』(塙書房)に再録), 井原政純「鎮西島津荘における弁済使」(『法政史学』30, 昭和53年)等を参照。
- (46) 前掲寛元元年8月10日付新田宮執印兼五大院院主迎阿弥陀仏讓状案に記載されている内容の中に, 公文所の権限ではないかと推測される内容は, 本稿で取上げた以外に存在する。しかし本稿では, 公文所が行使した事が明示されている内容に限定した。
- (47) 新①-71。
- (48) 拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」。
- (49) 雑前①-873。
- (50) 拙稿「薩摩国における荘園公領制の形成過程」。
- (51) 新①-95。
- (52) 八幡新田宮の本寺である宇佐弥勒寺領においても, 寺家政所が先に成立し, その後寺家公文所が成立している。田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(1)-本家について-」(『九州史学』75, 昭和57年)を参照。
- (53) 執印惟宗氏が八幡新田宮政所を支配下に入れている事が確認されるのは, 弘安9年10月 日付新田宮政所注進状写である。しかしこれは史料の残存状態によるもので, 執印惟宗氏が八幡新田宮政所を支配下に入れたのは弘安9年より遙かに早い時期であると考えられる。

- (54) 八幡新田宮・五大院内において執印惟宗氏が勢力を拡大した背景として、蒙古襲来を契機とした開聞神社との薩摩国一宮相論に対し、守護島津氏の事実上の支援を得て勝利した事があげられると思う。この問題に関しては、薩摩国守護島津氏と八幡新田宮執印惟宗氏との関係を再検討する必要がある。この点に関しては、今後の課題としたい。